

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年5月26日	不動産番号	5000000066032
地図番号	595	筆界特定	[余白]		
所在	松山市木屋町二丁目				[余白]
①地番	②地目	③地積	町反敷	④	原因及びその日付〔登記の日付〕
35番2	宅地	⑩	0	: 8.8	[余白]
7番40	宅地		109	: 09	昭和39年6月10日土地区画整理事業完了 従前の土地 松山市府中町四丁目35番、35番2 〔昭和39年11月9日〕
[余白]	[余白]	[余白]	:	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	昭和39年8月19日 第25200号	共有者 持分12分の4 持分12分の4 持分12分の4 持分12分の4 順位1番の登記を移記
2	樋口晴行持分全部移転	昭和45年7月28日 第31040号	原因 昭和40年10月30日相続 共有者 持分12分の4 順位2番の登記を移記
3	樋口ハル子持分全部移転	昭和45年7月28日 第31041号	原因 昭和41年8月22日贈与 共有者 持分12分の4 順位3番の登記を移記
4	桑之内光政持分全部移転	昭和54年7月2日 第29475号	原因 昭和54年6月30日売買 共有者 持分3分の1 順位4番の登記を移記
5	山本稔持分全部移転	昭和62年10月3日 第42128号	原因 真正な登記名義の回復 共有者 持分3分の1 順位5番の登記を移記
6	山本光明持分全部移転	昭和62年10月15日 第43800号	原因 昭和62年10月14日売買 所有者 持分3分の1 順位6番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日
7	所有権移転	平成17年4月13日 第14570号	原因 平成17年4月13日売買 所有者
8	所有権移転	平成30年4月16日 第10506号	原因 平成30年2月10日相続 所有者

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和62年11月27日 第50441号	原因 昭和62年11月16日設定 極度額 金1,950万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 保証取引 保証委託取引

			債務者 根抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号 国民金融公庫 (取扱店 松山支店) 共同担保 目録⑤第1431号 順位7番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年5月26日
2	1番根抵当権抹消	平成17年4月13日 第14569号	原因 平成15年10月28日解除

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。